

第1回高松市地域部活動検討委員会

令和4年9月29日（木） 10:00～11:30

高松市役所32会議室

第1回高松市地域部活動検討委員会 次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介（自己紹介）
- 4 議事
 - (1) 委員長の選出
 - (2) 検討委員会について
 - (3) 部活動改革の動向と国の検討会議における提言の概要
 - (4) 高松市の運動部活動の現状と地域運動部活動推進事業について
 - (5) 今後のスケジュールについて
- 5 その他
- 6 閉会

第1回高松市地域部活動検討委員会出席者名簿

区分	氏名	所属等	役職	
学識経験者	野崎 武司	香川大学教育学部	学部長	
教育関係団体の役員	溝渕 浩二	高松市立山田中学校	校長	高松市中学校長会 会長
	市原 茂幹	高松市立木太北部小学校	校長	高松市小学校長会 会長
	大谷 昌三	高松市立香川第一中学校	校長	高松地区中学校体育連盟 会長
	白井 聡子	高松市立龍雲中学校	教諭	香川県女子体育連盟高松支部 代表
	谷 康弘	高松市立香東中学校	校長	香中研高松支部音楽部会 会長
	植松 隆男	高松市PTA連絡協議会	副会長	高松市PTA連絡協議会 副会長
体育・スポーツ ・文化関係団体の役員	大西 努	(公財) 高松市スポーツ協会	専務理事	
	河野 徹夫	高松市総合型地域スポーツ クラブ連絡協議会	会長	
	西山 文人	高松市スポーツ少年団	本部長	
	白井 隆	香川県吹奏楽連盟	副理事長	
事務局		教育委員会保健体育課 (主管)		
		教育委員会学校教育課		
		教育委員会生涯学習課		
		スポーツ振興課		
		文化芸術振興課		

高松市地域部活動検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高松市立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行について検討するため、高松市地域部活動検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域部活動への移行に必要な事項に関すること。
- (2) その他高松市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係団体の役員
- (3) 体育・スポーツ・文化関係団体の役員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育局保健体育課、教育局学校教育課、教育局生涯学習課、創造都市推進局スポーツ振興課及び創造都市推進局文化芸術振興課の職員をもって組織し、教育局保健体育課が主管する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、委員会の目的を達成した日に、その効力を失う。

- 中学校における部活動は、教育的意義や学校運営上の意義において、大きな役割を担ってきた。
- 近年では、学校部活動の持続可能性という面から厳しさが増してきており、本市でも年々顕在化してきた。
(少子化の進行による影響、休日も含めた指導等を担う教師の業務負担の増大など)
- 令和2年9月1日付文部科学省より、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、令和5年度以降段階的に休日の部活動を学校部活動から地域部活動へ移行していくことが方向性として示された。
- 第一段階の改革として「高松市部活動ガイドライン」に基づく活動を令和2年度から各学校で運用開始
(部活動の活動時間や休養日の設定等の適正化)
- 令和2年11月、中学校部活動外部指導者導入に伴う関係団体との連絡委員会（TASCR委員会）を設置
- 令和4年6月（運動部活動）と8月（文化部活動）、部活動地域移行に関する国の検討会議における提言がまとめられ、令和5年度から令和7年度末までの3年間（改革集中期間）を目途に、休日の部活動を地域移行していく方向性が示された。
- 令和4年9月、高松市地域部活動検討委員会を設置
(同年10月から地域スポーツ活動としてのモデル事業を展開していく中で、課題の洗い出し及び改善策等について検証していき、更なる部活動改革を推進していく予定)

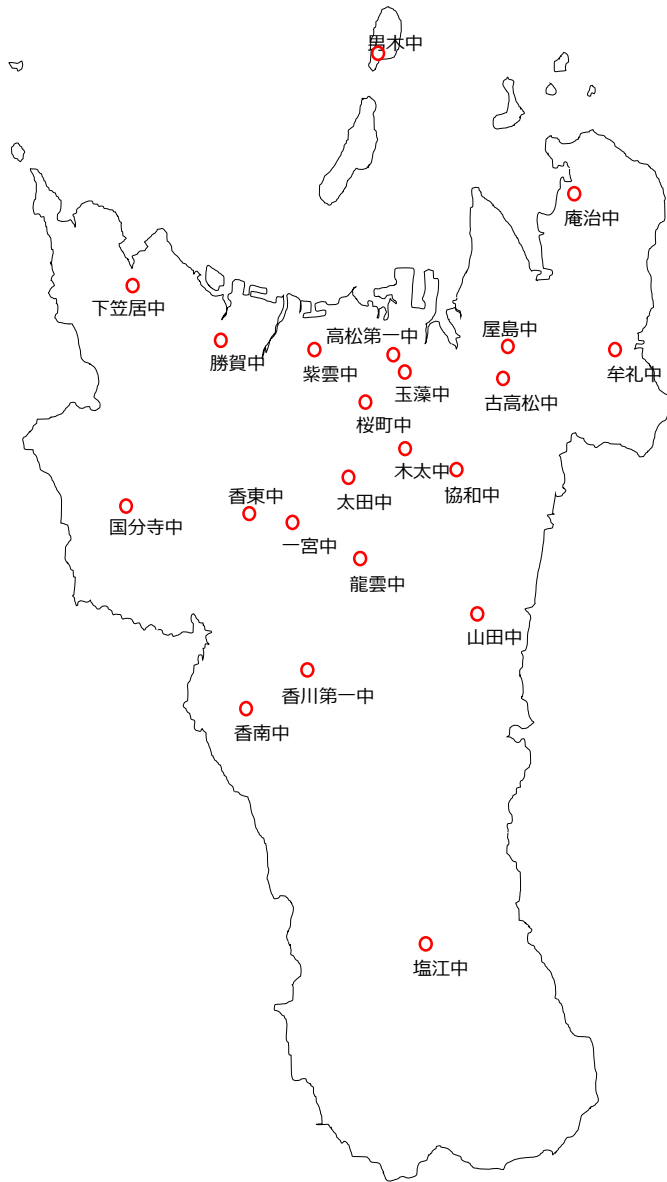
	国	香川県	高松市
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月（スポーツ庁） 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定 ・ 12月（文化庁） 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定 		
H31 R01	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月（中教審答申） 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 ・ 11月（衆議院） 12月（参議院） 公立の義務教育諸学校等の教員職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 「香川県部活動ガイドライン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月 「高松市部活動ガイドライン」策定
R02	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月 中学校部活動外部指導者導入に伴う関係団体との連絡委員会（TASCR委員会）設置
R03	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業等の取扱い等について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 地域部活動推進事業（休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究）検討委員会設置 実践モデル市町（東かがわ市、三豊市、琴平町） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月 TASCR委員会
R04	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 「運動部活動の地域移行に関する検討会議」提言 ・ 8月 「文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 地域部活動推進事業検討委員会 実践モデル市町 （高松市、東かがわ市、さぬき市、三豊市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月、7月 TASCR委員会 ・ 9月 高松市地域部活動検討委員会設置 ・ 10月 地域スポーツ活動モデル事業開始 対象（牟礼、庵治地域での合同部活動）

めざす姿

- 中学生等の部活動環境を、学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、**少子化の中でも、将来にわたり子どもたちが継続して活動を親しむことのできる機会を確保**していく。
- 単に学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちの多様な体験機会を確保**していく。

改革の方向性

- まずは、**休日の部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする。
 ※「平日の部活動」≠「休日の部活動」の視点も必要
達成目標時期は、令和5年度から令和7年度末の3年間（改革集中期間）を目途とされている。
- 平日の部活動の地域移行は、休日の部活動の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する必要がある。
- 地域における**スポーツや文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等**、地域スポーツ・文化芸術の振興についても着実に取り組む。
- **地域団体等と学校との連携・協働の推進**
 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識し、部活動改革を契機として、中学生にとどまらず多様な世代が参加することのできる地域環境の充実を図る機会としていくことが重要

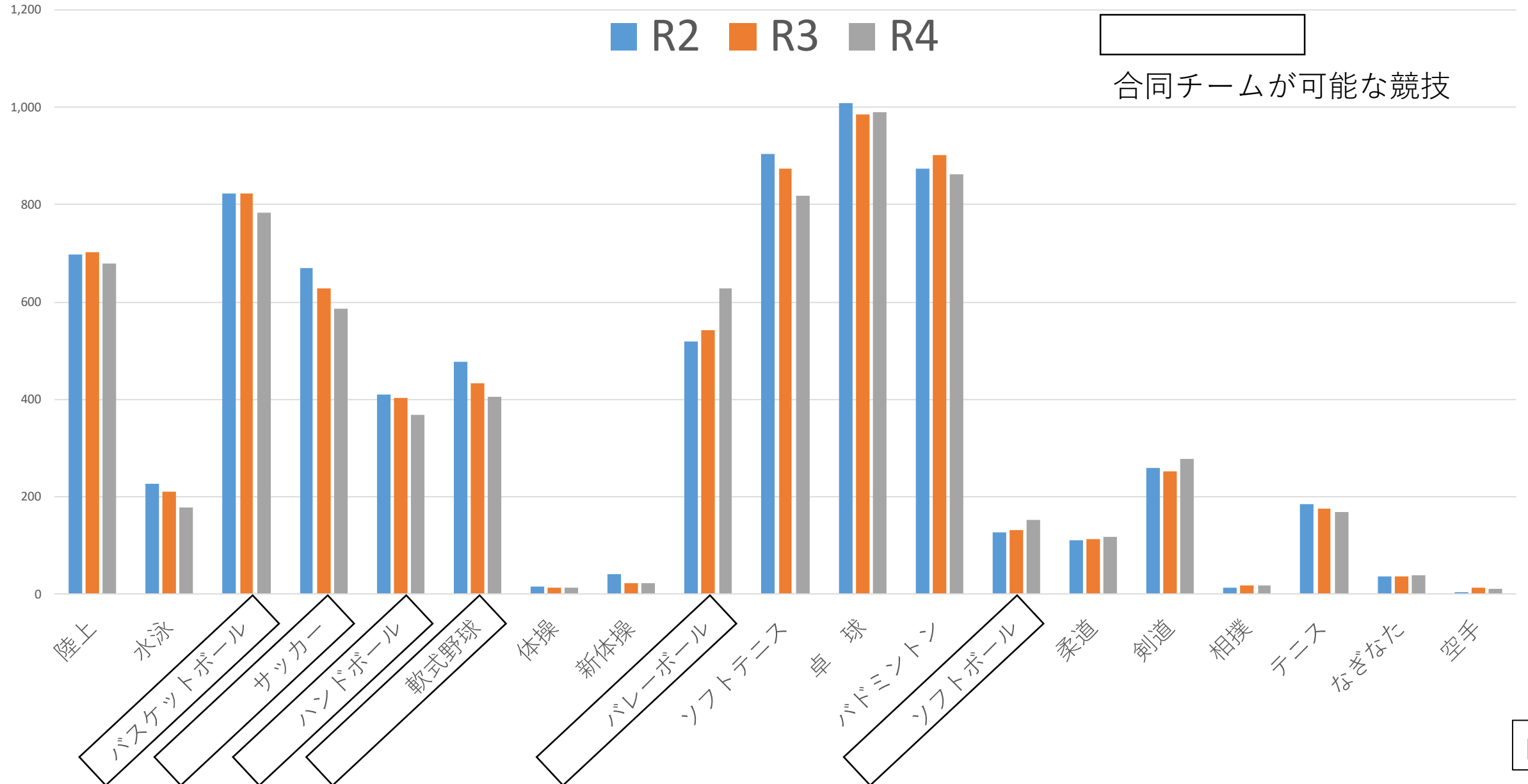


	令和3年度	令和4年度	前年度比
学校数（分校を除く）	22校	22校	±0
設置運動部活動総数	208部活動	206部活動	-2
生徒数	10,879人	10,928人	+49
運動部活動入部者数	7,277人	7,120人	-157
入部率（全体）	66.9%	65.2%	-1.7
男子生徒数	5,590人	5,660人	+70
男子生徒運動部活動入部者数	4,237人	4,191人	-46
入部率（男子）	75.8%	74.0%	-1.8
女子生徒数	5,289人	5,268人	-21
女子生徒運動部活動入部者数	3,040人	2,929人	-111
入部率（女子）	57.5%	55.6%	-1.9
運動部活動顧問数	583人	571人	-12
専門指導者配置部活動数	175部活動	169部活動	-6
外部指導者配置部活動数	30部活動	24部活動	-6

※学校数や生徒数は、学校基本調査による、5/1時点での数値
部活動数や入部者数等の部活動に関するものは、6/1時点での数値

No	競技	設置数		部員数			指導者数		
		男子	女子	男子	女子	男女	顧問	専門	外部
1	陸上	17	16	395	285	680	40	17	1
2	水泳	14	13	109	68	177	22	2	0
3	バスケットボール	18	18	462	322	784	63	40	1
4	サッカー	18	7	567	20	587	41	24	0
5	ハンドボール	9	9	223	145	368	33	18	4
6	軟式野球	18	2	404	2	406	39	30	0
7	体操	1	2	1	12	13	3	2	0
8	新体操	0	4	0	22	22	7	2	2
9	バレーボール	12	20	217	412	629	54	29	1
10	ソフトテニス	13	16	414	404	818	56	20	2
11	卓球	21	18	668	322	990	65	22	3
12	バドミントン	15	17	343	520	863	54	17	3
13	ソフトボール	0	9	0	153	153	19	11	0
14	柔道	11	8	97	20	117	22	14	3
15	剣道	15	15	186	92	278	35	18	3
16	相撲	1	1	13	4	17	3	1	0
17	テニス	4	5	86	82	168	10	3	0
18	なぎなた	0	1	0	39	39	3	1	1
19	空手	1	1	6	5	11	2	0	0
	合計	188	182	4,191	2,929	7,120	571	271	24

高松市立中学校部活動 競技別部員数推移（令和2年度～4年度）



高松地区大会における合同チームによる参加状況

	令和 2 年度			令和 3 年度				令和 4 年度		
	総体	新人		総体		新人		総体		新人
		参加数	合同	参加数	合同	参加数	合同	参加数	合同	人数不足校
バスケットボール (男)	新型コロナウイルス感染症のため中止	20	0	20	0	19	1	20	0	0
バスケットボール (女)		21	0	21	0	21	0	21	0	1
ハンドボール (男)		9	0	9	0	9	0	9	0	1
ハンドボール (女)		8	1	8	1	8	1	8	1	2
バレーボール (男)		10	2	12	0	11	0	12	0	0
バレーボール (女)		23	1	24	1	21	0	22	1	1
サッカー		21	0	21	0	21	0	21	0	4
軟式野球		21	1	21	1	20	1	21	0	3
ソフトボール (女)		8	1	10	0	8	2	10	0	2
合計				6		3		5		2

- 令和 3 年度
運動部活動の地域移行に係る推進事業…全都道府県においてモデル事業が展開
※香川県は三豊市、東かがわ市、琴平町で先行研究
同年 1 2 月 香川県の「令和 4 年度地域運動部活動推進事業」の委託先として、高松市も内定
- 令和 4 年度
スポーツ庁の「令和 4 年度地域運動部活動推進事業」の委託を受けた香川県からの再委託事業として行う。

本事業の方向性

休日の部活動を学校から地域に移行し、これまでの部活動とは異なる新たな活動として、生徒、保護者、学校、地域、関係団体等が一体となった、中学生にとってふさわしい活動環境の実現及び充実をめざす。

外すことのできない 3 つの理念

- 生徒にとって望ましい活動であり、心身の成長を促すものであること。
- 教師の働き方改革を進めるものであること。
- 持続可能なものであること。

令和 4 年度の取組

牟礼・庵治地域における**複数校での合同部活動を、休日に行う地域スポーツ活動のモデル**として実践していく中で、地域移行に伴う課題の洗い出し及び対策等について研究していく。

牟礼・庵治地域をモデルの対象とした経緯

- 生徒数の減少に伴い、単独校では十分な活動ができなくなってきた。
- 牟礼中学校と庵治中学校では、以前から合同で活動を行う部活動がある。
- 同地域においては、スポーツ少年団での活動も共同で行っているものがある。
- 学校施設をはじめ、地域のスポーツ施設も充実している。 など

実践研究を行う部活動

- バレーボール

実践研究期間（予定）

- 令和4年10月1日（土）～令和5年1月31（火）までの休日（土曜日・日曜日・祝日）
※ 長期休業中の平日（月曜日～金曜日）は対象外 ただし、週休日の振替を行っている場合は対象

実践研究の方法

- 指導は、外部指導者や中学校の希望する教員等が行う。
※ 希望する教員が行う場合は、兼職兼業の手続きを行った上で実施する。
- 活動場所は、対象の中学校施設や地域のスポーツ施設等を使用する。
- 移動は原則、自力によるものとする。
※ ただし、遠方による移動や平日の地域移行も見据えた移動手段を検証していく必要はある。
- 活動頻度は、高松市部活動ガイドラインを遵守した活動とする。
- 地域スポーツ活動としての実施となることから、スポーツ安全保険等の加入を条件とする。
※ 学校管理下外の活動となるため、スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となる。

検証内容

- 活動場所 (拠点地域の設定)
- 指導者 (指導者の確保、兼職兼業の仕組み、指導者登録と派遣システム等)
※市スポーツ協会等との連携
- 移動方法 (徒歩、自転車、保護者送迎、その他)
- 大会参加 (参加基準等の見直しについて大会主催者と連携)
- 周知方法 (生徒、保護者、校長会、中体連、競技団体関係者等)
- 財源 (謝金・交通費、保険料等)
※経済的に困窮する家庭への支援

部活動の地域移行は、実施主体だけでなく運営主体も含め、学校から地域へ移行していくことが求められている。

活動に伴う費用は、最終的に受益者負担となるため、地域移行していく際の運営主体をどのように構築していくかが重要となる。

運営主体 (案)

- スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、民間事業者、新規クラブチーム、保護者会 など

今後のスケジュールについて（案）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
国 スポーツ庁		6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言	4月 休日部活動の 段階的な地域移行開始 →	改革集中期間 →		4月 休日の 地域スポーツ活動開始 →	
高松市	予定	9月 第1回検討委員会 10月 モデル事業開始（予定） 各校長会での説明 2月 第2回検討委員会 3月 モデル事業検証	4月 各中学校・地域移行協議 モデル実践研究 休日部活動の 段階的な地域移行検討 →	4月 高松としての段階的な 地域移行開始 →	実態や状況に合わせ毎年改善 →		4月 休日の 地域スポーツ活動開始 →
	共通事項	① スポーツ関係団体との連絡会（随時） ……指導者に関する連携（指導者派遣「TASS」、指導者確保、指導者育成、スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ等との連携） ② 県中体連、各地区中体連、県教育委員会、各市町教育委員会との連絡会（随時）……地域移行の進捗確認、大会等の整理、情報連携など ③ 学校教育課・生涯学習課・スポーツ振興課等の連絡会（随時）……教員の兼職兼業、地域スポーツ団体（クラブ化）、保護者会など					
	先行実施	各校長会での説明 休日部活動の 段階的な地域移行検討 →	4月 可能な中学校から 段階的な地域移行開始 →	実態や状況に合わせ毎年改善 →		4月 休日の 地域スポーツ活動開始 →	

= ヌ ㄗ 欄 =